

令和8年7月21日施行 改正となる危険運転致死傷罪等の要件

飲酒運転

- ※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上の有期拘禁刑
- ※ 現行要件に加え、追加要件に該当する場合も適用となる

現行

アルコールの影響で正常な運転が困難



改正 追加要件

血液1ミリリットル中 **1.0** ミリグラム以上 または
呼気1リットル中 **0.50** ミリグラム以上のアルコールを身体に保有



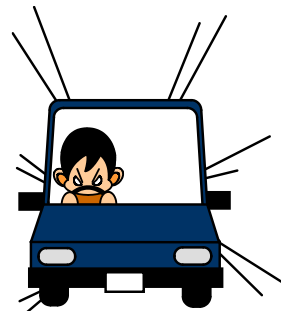
高速度運転

- ※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上の有期拘禁刑

新設

- ・ 最高速度が60km/h以下の道路
↳ 最高速度を時速 **50** キロ超過
- ・ 最高速度が60km/hを超える道路
↳ 最高速度を時速 **60** キロ超過

※ 当該高速度に準ずる速度であって道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で自動車を運転する行為も対象となる。

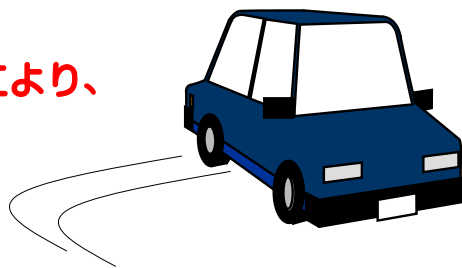


ドリフト走行

- ※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上の有期拘禁刑

新設

殊更にタイヤを滑らせ、または浮かせることにより、
進行制御困難な状態にさせる運転



酒酔い運転

- ※ 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ※ 現行要件に加え、追加要件に該当する場合も適用となる

現行

アルコールの影響で正常な運転ができない恐れのある状態



改正 追加要件

血液1ミリリットル中 **1.0** ミリグラム以上 または
呼気1リットル中 **0.50** ミリグラム以上のアルコールを身体に保有



危険運転致死傷罪

道路交通法